

子育て・子育て対策特別委員会提言書

平成 26 年 8 月

長野市議会子育て・子育て対策特別委員会

1 特別委員会の設置及び組織

- (1) 設置年月日 平成25年9月25日
- (2) 名 称 長野市議会子育て・子育て対策特別委員会
- (3) 調査事項 少子化に起因する諸課題を検証しつつ、子育て・子育ての環境の向上に係る施策について、調査・研究を行う。
- (4) 委員構成 (委員10名)

委員長	倉野立人	(改革ながの)
副委員長	西沢利一	(長野市議会新友会)
委員	布目裕喜雄	(市民ネット)
委員	松井英雄	(公明党長野市議員団)
委員	寺沢さゆり	(長野市議会新友会)
委員	野々村博美	(日本共産党長野市会議員団)
委員	北澤哲也	(長野市議会新友会)
委員	中野清史	(長野市議会新友会)
委員	竹内重也	(長野市議会新友会)
委員	西村裕子	(無所属)

2 長野市の子育ち・子育てを巡る環境と課題

昨今の厳しい経済情勢を背景に、子どもを取り巻く環境が厳しさを増している中、核家族化及びライフスタイル、価値観の多様化などを要因として、急速に少子化が進行している。我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成24年も1.41と依然として低い水準にとどまっている。本市においても、過去最低となった平成17年の1.35から平成24年は1.53と、やや上昇してきたものの、出生数については、ほぼ横ばい傾向となっている。

こうした中、政府は、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法が平成26年度に失効することから、子ども・子育て分野の受皿となる新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡充及び質的改善並びに地域の子ども・子育て支援の充実のため、子ども・子育て関連3法案を国会へ提出し、同法案は、自公民3党合意を踏まえ、平成24年8月に成立した。子ども・子育て関連3法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付費及び地域型保育給付費の創設や、認定こども園制度の改善の他、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実を図ることとしている。

現在、本市においても、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を長野市版子ども・子育て会議として条例で位置付けるとともに、平成27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度に向け、長野市子ども・子育て支援事業計画の策定などの準備を進めているところである。また、組織機構を見直し、福祉、保健、教育分野の子どもに関する業務をできるだけ一元化し、一貫した施策を展開できるよう、平成26年4月にこども未来部を新設した。

本委員会は、平成25年9月に、少子化に起因する諸課題を検証しつつ、子育て・子育ての環境の向上に係る施策について調査研究を行うために設置された。以降、子ども・子育て支援新制度の最新の動向、長野市子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況、さらには、こども未来部を初め子ども関連施策を担う組織機構の在り方などについて、調査研究を行ってきた。

以上の調査研究に基づき、質の高い子育て・子育て環境を構築するために本市が取り組むべき事項として、次の3及び4の項目について提言をするものである。

なお、子ども・子育て支援法が規定する「子ども」は、0歳から18歳までを対象とするものであり、本委員会の調査対象も、その範囲を網羅するところであるが、専ら長野市子ども・子育て支援事業計画における質の高い幼児期の教育・保育の提供及び小学校児童の放課後等の居場所の充実に係る施策等について重点的に調査研究を行ってきたことから、本提言においては、調査研究の実績を踏まえた年齢層が対象となるところである。

3 子育て・子育て施策に関する提言

(1) 質の高い教育・保育の提供に向けて

【提言趣旨】

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、本市では、最上位計画の総合計画を初め、関連計画との調和を図りながら、長野市子ども・子育て支援事業計画の策定を進めている。

家庭を築き、やがて子どもを産み育てるという価値観を持てるよう、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とした同計画の趣旨に沿い、教育・保育の提供区域の設定を初め、本市の利用者の実態や地域性を反映した各種施策の推進が求められる。

ア 教育・保育提供区域の設定及び運用

幼児期の教育・保育施設等の需給調整の単位となる区域設定については、中心市街地と広大な中山間地域を有する本市の特性、世帯就労状況及び将来人口推計などに鑑み、保護者や子どもが利用しやすい区域を適切に設定するとともに、実際の運用に当たっては、利用者の居宅や職場等の生活環境に十分配慮するなど画一的にならないよう留意すること。

イ 保育の必要量に係る基準の設定

新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分の保育の必要量が設定され、また、それぞれの利用時間に対応する保護者の就労時間の下限値については、地域の実情に応じて市町村が定めることとされている。

については、保育を必要とする子どもが最適な保育を受けられるよう、本市の世帯就労状況等を十分把握した上で、きめ細かい制度設計を行うこと。

ウ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

質の高い教育・保育の提供に必要な人材を確保し、職場への定着を図るために、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に努めること。

エ 職員研修等の充実

子どもに関する様々な問題への対処に必要な知識や技術を習得するために、専門性や資質向上に向けた職員研修等の充実を図ること。

オ 教育・保育の環境整備

各施設の実態調査を行い、施設の耐震化や冷房設備の整備など、安全・安心な教育・保育の環境整備を速やかに進めること。また、昨今の厳しい経済情勢などを背景とした就労状況の変化に伴い、夜間保育等の需要が高まっていることから、同施設の整備に対する支援については特段に配慮すること。

カ 施設運営者への情報提供

新制度においては、施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園、従来の私学助成を受ける幼稚園など、複数の運営形態に移行できることから、制度の仕組み等について施設運営者へ丁寧に説明を行うこと。

キ 情報発信と相談体制の充実

新制度においては、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業の家庭的保育や小規模保育など、保護者の就労状況等の生活環境に合わせた様々な選択肢が用意されることになる。

一方、こうした教育・保育の提供体制については、保護者にとって複雑で分かりにくい仕組みであることから、子どもに最適な教育・保育が提供されるよう、情報発信と相談体制の充実を図ること。

ク 中山間地域における教育・保育の提供

中山間地域においては、地域型保育事業を導入、選択することができるものの、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点から、一定の水準が確保された教育・保育を受ける機会が保障されるよう制度設計をすること。また、質の高い教育・保育の提供は、地域を活性化させ、若い世代の定住を促進する重要な視点の一つとなることから、中山間地域の子育て環境の整備については、早急に結論を出すことなく、保護者や住民自治協議会等と緊密に連携しながら、中長期的な視点で検討すること。

(2) 放課後等の居場所の充実に向けて

【提言趣旨】

児童福祉法の改正に基づき、教育・保育の水準の確保の保障に資するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定が予定されている中、長野市版放課後子どもプランにおいては、目標とする対象児童を小学校6年生までの全ての児童としつつも、現在、多くの小学校区で、留守家庭児童の受入れにとどまっている状況である。

また、登録児童数の増加に伴い、施設の狭あい化が顕著となり、留守家庭児童の対象学年を限定する小学校区がある一方、受入れ人数に余裕がある小学校区では、希望する児童まで対象を拡大するなど、小学校区によって格差が生じている状況である。

こうした中、平成25年9月に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）によれば、母親の就労状況について、「現在就労していない」割合が39.9パーセントで最も高いが、そのうちの80パーセント弱の人が、今後の就労意欲を持っていると回答している。

「小1の壁」とも言われる就学後の放課後や長期休暇中の子どもの居場所については、放課後子どもプラン施設へのニーズが高く、早急に施設の拡充や運営体制の充実を図る必要がある。

ア 児童館・児童センターの施設整備

児童館・児童センターについては、安全な放課後等の居場所を確保する観点から、全ての児童の受入れを実現するために、老朽化が著しい施設の耐震化や必要な施設の整備、確保を早期に実施すること。

イ 施設内のスペースの確保

児童の活動拠点となる施設内のスペースにおいて、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいとされる国の放課後児童クラブガイドラインの基準は満たすとしても、実際に子どもが活動するためには、十分な広さとは言えず、本市の施設においては、子ども同士の接触によるけがが発生している状況にある。

については、各施設の実態調査を行い、利用状況を把握するとともに、学校と施設活用の協議を進め、必要に応じて専用教室を確保するなど、子どもの安全に配慮した十分なスペースを確保すること。また、子どもが疲れた際に横になる場所や、発達障害の子どもが落ち着くことができる場所など、独立した専用のスペースも確保すること。

ウ 財源の確保

平成31年度までに全ての希望児童を受け入れる放課後子どもプランの目標に向け、施設の新設、改修等に当たり、十分な財源を確保すること。

エ 運営委員会への支援

小学校区ごとに、地域住民の代表、PTA、校長等で組織する運営委員会は、地域性を大切にしながら施設運営の検討を行っているところである。時間延長などの課題がある中、運営委員会が地域の実情に応じて柔軟に運営できる支援を検討するとともに、地域住民と協働で放課後児童の見守りを行う体制を整えること。

オ 指導員の質の向上

児童の安全確保に配慮し、深く豊かな人間性をもって児童に関わるために必要となる専門的な研修の実施や処遇改善など、指導員の質の向上に努めること。

(3) 地域子ども・子育て支援の充実に向けて

【提言趣旨】

平成24年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価では、子育てを楽しいと感じる保護者の割合が増加し、特に、ファミリー・サポート・センター事業を初め、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進んだと評価する一方、小学生の保護者については、子育てに非常に不安や負担を感じる割合が増加するなど、支援を必要とする家庭へのきめ細かな対応などが課題として挙げられている。

新制度においては、現在市町村が実施している地域子ども・子育て支援事業を整理、集約し、子ども・子育て支援法に位置付けることから、新制度の施行に併せて、保護者のニーズに即した事業の充実が求められる。

ア 施策の検討

子育て世帯は、家庭ごとに様々な事情を抱えていることを踏まえ、市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業においては、子ども・子育て支援法に位置付けられた法定事業を着実に実施することに加え、保護者のニーズに即したきめ細かな独自の施策についても検討すること。

イ 財源の確保

新制度においては、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に位置付けた事業に対して、国から財政的な支援が予定されていることから、事業の実施に当たっては、新制度の施行に伴い現在の給付内容が後退することがないように、十分な財源を確保すること。

ウ 悩みを抱える保護者の把握と相談体制の強化

育児に悩みを抱え、家に引きこもってしまう保護者に対しては、部局間の連携を密にし、十分な把握に努めること。また、地域の身近な場所で子育ての相談を受けたり、多様な子育て支援についての情報提供や助言を行う地域子育て支援コーディネーターを各相談拠点に配置するなど、相談体制の強化について検討すること。

エ 病児・病後児保育の環境整備

保護者が安心して子どもを預けることができる病児・病後児保育の環境整備を進め、本市の子育て世代のセーフティーネットとしての役割を果たす機能の拡充に努めること。

(4) 利用者負担（保育料）について

【提言趣旨】

新制度の施行に合わせて設定する保育所、幼稚園等の利用者負担（保育料）については、国から示される利用者負担の基準を上限として、市町村が最終的に決定することになる。

少子化の影響により、園児数全体は年々減少しているものの、より多くの運営費が必要となる3歳未満時の入所数が近年増加していることから、将来にわたる財政負担に留意しつつ、利用者の負担が増えることがないよう、最大限配慮し設定する必要がある。

ア 利用者負担の軽減

人口減少、少子化に歯止めを掛け、定住を促進し、子育て世代に選ばれる都市となるために、第3子以降の出産、育児、教育への重点的な支援を検討している国の動向、保護者からの要望及び他市の実施状況等を踏まえ、多子世帯の利用者負担の軽減について検討すること。

(5) 発達支援に関わる支援体制の強化について

【提言趣旨】

幼稚園や保育園等から小学校へ、そして中学校、高校へとライフステージが変わっても、一貫した発達支援体制の構築が求められる中、本市においては、平成26年度から発達支援あんしんネットワーク事業により、支援に関わる保健、福祉、教育の関係機関が一堂に会して、支援の状況を把握し、補完する方法の協議を行っている。こうした関係機関の緊密な連携を初め、ライフステージごとの円滑な接続、情報の共有化、専門職員の配置の拡充など支援体制の強化が必要である。

ア 情報の共有化

支援に関わる各関係機関が、個人情報に配慮しつつも、できる限り発達に問題のある子どもに関する情報を一元的に把握し、適時適切な切れ目のない支援を行える仕組みの構築に努めること。特に、就学時の学校等への引継ぎを円滑に行えるよう、幼保小中の緊密な連携と接続体制の整備に努めること。

イ 早期発見に向けた職員体制の強化

発達障害の疑いのある、特別な支援が必要な子どもを早期に発見するために、乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）、乳幼児健康診などの職員体制を強化すること。

ウ 職員配置・研修等の充実

特別な支援を必要とする児童に対して、指導員等の職員を加配するなど、きめ細かな支援体制を整備するとともに、職員の専門性の向上に向け、研修等の充実を図ること。

エ 相談体制の整備

特別な支援が必要な子どもを預かる保育所等の現場の実情を把握するため、職員等からの相談体制を整備するとともに、必要に応じて現場の関係者からの意見等を各種施策・事業に反映させ、改善に努めること。

(6) 長野市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって

【提言趣旨】

長野市子ども・子育て支援事業計画は、関係機関等と協働、連携を図りながら、本市の子育ち・子育て施策を推進する重要な指針として位置付けられるものである。

とりわけ本市は、広大な中山間地域と中心市街地を抱える多様な地勢であり、教育・保育環境の相違が顕著である。こうした特性を踏まえた上で、同計画については、国の制度に準じつつも、制度の枠組みにとらわれない独自の施策も盛り込んだ、いわゆる長野市らしい質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、策定される必要がある。

ア 基本理念

子どもの人権が保障され、虐待、いじめなどに苦しむことなく健やかに育つことができるよう、計画の基本理念の中で明確にうたうこと。

イ 現状及び課題の把握

本市においては、国が定義する「待機児童」は存在しないとしているものの、年度途中における保育所への入所が困難な実態や、途中入所に対応する職員の加配の必要性など、保護者及び施設側の双方に負担が大きい問題が生じている。

計画の策定に当たっては、こうした本市の教育・保育の現場の状況、課題等を明らかにし、保護者や施設関係者等のニーズを十分把握すること。

ウ 点検、評価

計画の達成状況等の点検、評価に当たっては、教育・保育施設等の関係者や保護者等の意見、要望等を酌み取り、施策の改善につなげていくこと。

エ 提言内容の反映

平成26年度で終了する長野市次世代育成支援行動計画後期行動計画（ながの子ども未来プラン）を十分検証し、評価結果を踏まえるとともに、同計画の基本理念、基本方針を継承すること。また、本提言書の3（1）から（6）までの提言内容を十分勘案し、長野市らしさがにじみ出るような計画を策定すること。

4 子育て・子育て施策の推進体制に関する提言

【提言趣旨】

こども未来部は、福祉、保健、教育に関する分野のうち子ども関連業務の一元化と関係部局との連携強化により、一貫した施策展開を図るために設置された。また、部内には、子どもに関する相談を最初に受け止め、相談内容に応じて関係部局との調整を行う総合的な相談窓口として、こども相談室が設置され、市民サービスのワンストップ化に期待が寄せられている。

少子化に伴う人口減少社会の到来に際して、子育て・子育て環境を向上させるために、こども未来部が担うべき役割について多角的な視点から提言するものである。

今や社会全体の課題でもある少子化への対応については、今後の県都長野市の取組が、本市のみならず、行政の垣根を越えた広域的視点においても注目されることである。

こうした中、こども未来部は、0歳から18歳までを対象とした子ども・子育てに関する専門的かつ一元的な施策の推進と市民サービスの向上を担うと同時に、本市の人口動態や社会情勢の変化などの将来予測を踏まえた上で、子ども・子育ての視点から、本市全体の将来設計、施策展開がどうあるべきかを考えるための「扇の要」として機能する、大局的な役割に期待が寄せられている。併せて、安心して子どもを産み育てる本市の環境整備を進めることはもとより、周辺地域全体の子育て・子育て環境が向上するようなリーダー的役割を発揮することも期待されている。

さらに、少子化対策としての施策の推進に当たっては、子どもの数を増やすための積極的な施策が求められる一方、社会意識が多様化する中、行政の押付けにならないよう、個人の価値観を尊重したきめ細かな市民サービスも重要になっている。

以上のように、こども未来部に対しては、大局的見地に基づいた施策から、それぞれの子どものライフステージに応じた個別の課題への対応に至るまで、子育て・子育て施策の、正に多面的機能を発揮することを提言するものである。併せて、新制度の本格施行を控え、本市の子育て・子育て施策に対する市民の期待が高まっていることから、既存の施策を着実かつ迅速に進めることに加え、子育て世代が本市で暮らしやすいと思える環境整備や、他市から本市に移り住みたくくなるような、魅力ある独自の施策を打ち出すことを提言するものである。

5 終わりに

平成22年国勢調査に基づいた本市の将来人口推計によると、2040年の本市の人口は、30万人を下回る上、年少人口も30年間で約22,000人減少すると見込まれている。こうした問題を抱える中、本委員会は、少子化に起因する諸課題を検証し、子育て・子育ての環境の向上に係る施策について調査研究を行うために設置された。

委員会活動については、主に長野市子ども・子育て支援事業計画に対する提言を柱に据え、委員会の開催頻度を上げるなど、積極的に調査研究を行ったところである。また、子ども関連施策に係る先進地視察や管内視察を行うなど、特別委員会として十分に機能を果たしてきたと認識しているところである。

今後、議会としては、平成27年度に長野市子ども・子育て支援事業計画が施行されてからは、その実効性と具体的事業について評価、検証を行うと同時に、人口推計や財政見通しなどを踏まえ、将来の長野市像を見据えながら、0歳から18歳までの切れ目のない子育て・子育て支援について大局的見地から調査研究を行う必要があると考えるものである。

また、県においては、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が平成26年7月に成立したことから、本市の子育て・子育て及び次世代育成支援政策の基本理念を示す条例の制定を見据えつつ、議会としても、多様な視点で独自に調査研究を行い、質の高い子育て・子育て環境に資するよう、積極的に意見、要望、提言を行う必要があると考えるものである。

昨今、複雑多様化した社会情勢を背景として、子どもの貧困などが深刻な社会問題となっており、また、子どもの権利擁護に関する対策も急務となっている。あくまで子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を追求する観点から、子育て世代が安心して家庭を営み、子どもを産み育てることに喜びを持てるよう、また、将来を担う全ての子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、行政、議会が切磋琢磨しながら、それぞれの立場で積極的に諸課題に取り組む責務があると認識するものである。

6 調査研究の経過

番号	開催年月日	調査事項等
1	平成25年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の互選 ・委員席の決定
2	10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の調査・研究事項等について
3	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ながの子ども未来プラン中間評価について ・子ども・子育て関連3法の概要と今後のスケジュールについて
4	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援部の設置について ・子ども・子育て関連3法における法定13事業の本市の現況について
5	平成26年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・管内視察（朝陽学園幼稚園、昭和児童センター、このゆびとまれ、篠ノ井中央児童センター、若葉・秋葉保育園）
6	1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法における法定13事業の本市の現状について ・放課後子どもプランの現状について
7	1月21日 ～23日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察（世田谷区、松戸市、NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ、浜松市、高松市）
8	2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来部の業務内容について ・子ども・子育て支援新制度の最新の動向について
9	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達支援に関わる体制の強化について ・中山間地域における保育の在り方について
10	4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来部の事務分掌について ・こども未来部の予算事業について ・子ども・子育て支援新制度の最新の動向について
11	4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について
12	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画に盛り込みたい内容等について ・今後協議すべき内容について

13	6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の最新の動向について ・公立保育所の民営化（計画前期）の進捗状況等について ・長野市子ども・子育て支援事業計画骨子素案イメージに対する委員からの意見、要望等について
14	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画の施策について ・子ども・子育て支援新制度に係る設備、運営等に関する基準について ・保育の必要性の認定に係る事由について ・新制度における利用者負担（保育料）の設定について
15	8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書（案）について
16	8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書（案）の確認、調整について